

『出雲國風土記』の副本について

廣岡義隆

一 はじめに

『出雲國風土記』（以下、「当風土記」と略称）は完本と言われながら、脱落した箇所が含まれる本であることが知られる。しかし、ほぼ往時の風土記に近いものとして、当風土記を現在手にしている。もとより風土記の称は当時の呼称でないことが明らかになっており、古称としては国名の「出雲國」とのみ標記されていたものと考えられる。^{①②}

そうした形で、当風土記は存在したと想定するが、当風土記の原態はこの理解で良いのかどうか、考えてみたい。副本について次のように記したことがある。^③長い引用になるが枕としておさえておきたい。

…上略…元明天皇の和銅六年（七一三年）における撰

録の命以降、各国の国庁において「解文」^{げぶん}形式を主体とした風土記が編集され言上されることとなった。この風土記は、行政改革刷新の機運に満ちた元明・元正両朝において必備の書であった。元明朝は「萬葉暗黒の時代」^④であるが、文化的には活況を呈した時代であった。平城遷都（七一〇年）、『古事記』編纂の命とその成立（七一二年）、『国史』編纂の命（七二四年）があり、伊藤博氏によると『萬葉集』巻第二の原形も元明上皇時の撰となる。^⑤行政上の改革と綱紀肅正の具体的な施策は風土記撰録の命前後を『続日本紀』で追うと具さに見ることができる。こうした政治状況の中で、地域の実態を具体的に把握することは、中央において求められた必須の要件であった。「大和國風土記」が存在しないのも、その意味で当然の帰結である。…

中略…各国から言上された風土記なるものはかくて中央において便覧として活用され消耗していった。まさに解文としての公文書に他ならなかった。大切にされたのは作成した各国においてであった。地域の実態を克明にまとめたこの書物は各国で「国勢要覧」として大切に扱われたに違いない。地方に副本が存したことば逸文「迹磨の郷」条を参照されたい。中央で早くに散逸したことは、延長三年（九二五年）の「太政官符」が物語っている。この延長期も行政整備意識が高揚した時期であった。…下略…

右の文中の「迹磨郷」条は左の次第である。

…上略…。臣、去寛平五年、任「備中介」。彼國下道郡、有「迹磨郷」。爰見「彼國風土記」、「皇極天皇六年、…中略…」。…下略…。（善相公「意見十二箇條」前文、

身延山久遠寺藏『本朝文粹』卷第二67）

『備中國風土記』逸文「迹磨郷」条は「皇極天皇六年」

以下の箇所であり、右に引いたのは逸文の前文になる。この逸文は、『風土記』逸文中最古の文献である。三善清行（八四七〜九一八）の「意見十二箇條」は延喜十四年（九一四）四月廿八日の日付を有する文書であるが、その十二条の前文としてあり、「寛平五年」（八九三）の年次が記される。彼が備中介として赴任した時に現地『備中國風土

記』を披見した記録であり、備中国の国府に国の風土記副本が保管されていた。中央で散逸して存在しない文書が現地で大切に保管されるのは当然と言えは当然である。この次第を兼岡理恵氏は『尾州記』に言及しつつ展開指摘する。副本の存在は了解事項として知られるが、その副本の実態がどのようなものであるかについて、ここに当風土記を材に考えてみたい。

二 副本ということについて

副本とは、今手にしている『出雲國風土記』そのものの称であり、今在る当風土記の副本をいうものではない。現存写本から抽出される原姿になるが、校訂者によって微妙に異なる箇所がある。厳密にはそれらを止揚した抽象概念として存在する。ここでは便宜上、私の校訂本文（後日公刊予定）に拠って示す。

概要を字数で示すと、嶋根郡が一番多くて三一〇八字で内一二四字は脱落箇所を補訂しての数値である。その意味での概数であり、なお神社十社分の欠落がある。ついで意字郡の三〇三〇字（内五字脱落追補字）。以下、順に示すと次のようになる。出雲郡（二〇三八字、内四字脱落追補字）、神門郡（一五六七字、内一四字脱落追補字）、秋鹿郡（一四〇二字、内三字脱落追補字）、大原郡（一三〇一字、内二字脱落

追補字)、仁多郡(一一二六字、内一字脱落追補字)、楯縫郡(一一二三字、内一七字脱落追補字)、飯石郡(一〇九四字)、卷末記(九二二字、内七字脱落追補字)、巻頭総記(三二六字、内一字脱落追補字)。以上の総計は一七〇〇七字で、なお若干の脱落した文字が存在する。右に示した脱落追補字を除外した写本における一般的な字数は一六八二九字になるが、これは私による校訂本文によるものであり、写本ごとにより若干前後する(現実には衍字等が存在し、観念的数値となる)。以上が文字数から見た現存する当風土記である。

当風土記には各郡の末尾に「郡末記」があり、郡レベルの担当者名の列記がある。執筆を担当した主帳が記され、ついで大領・少領・主政などの役職官人が記される。意字郡は特殊な側面があるので、一般的に記載として、意字郡に続く嶋根郡の「郡末記」の例を挙げる。

郡司 主帳 無位出雲臣

大領 外正六位下 社部臣

少領 外従六位上 神掃石君

主政 従六位下 勳十二等 蝮朝臣

右に明らかのように、官人の名は略されている。官人社会で名を略すのは敬称としてあるが、ここは敬称でなく、メモの意味でわざと略している。各郡から国府へ提出された「解」には名の箇所が当人の筆で署名され提出された。

よつて名が記されない箇所までが主帳の素案原稿である。ここは副本メモとして略記した形であり、副本作成当時ににおいては一々筆記しなくても名は明らかなのであった。

風土記本体は、出雲国から太政官へ提出する「解」としてある。誰も疑問を提出していないが、「解」にこういう下部機関のメモは不要と言うよりも、存在しているは国(出雲国)から都(太政官)への「解」にならない。「解」とは直属の上級官司への上申書であり、「上級官司を越えて、さらに上級官司に上申することは許されない」ものである。これは各郡から国府へ言上された「解」の形を記録として残しているものである。「解式」(「公式令」11)によると、冒頭の題解(申事)等と共に官位姓名の前に年月日が存在したはずであるが、便宜削除されている。出雲国で保存した副本に念のために担当官人をメモした控に他ならない。出雲国にこうした「郡末記」が見られるのは不思議なことではないが、風土記作成時の経緯が明らかになる意味で貴重な記事としてある。但し、各郡の記事内容は国府へ提出された「解」そのものでなく、「出雲国」として整えられたものであり、郡から言上された「解」の内容は原姿を留めない程に再編されている。⑨ こういう実態から「郡末記」はまさにメモ以外の何ものでもない。

貴重な記録であるが、出雲国から太政官へ提出された

「解」(『出雲國風土記』正本)にこの「郡末記」は存在しなかつた。副本は正本の正確な転写でなく、国レベルにおけるメモ本として存在する。少なくとも当風土記においては、現存本は正本の転写でないことを念頭に置かなければならない。裏返すと太政官に上申した正本には、「出雲國造解申事」という体裁を整え「謹解」で結んだ公文書であったはずである。『常陸國風土記』の例を示すと次の通り。

常陸國司解。申古老相傳舊聞事。

問國郡舊事、古老答曰、「古者、自相摸國足柄岳坂以東諸縣、惣稱我姫國。…中略…。…下略…。

ここに風土記としての中心が常陸国においては、「古老相傳舊聞」にあつたことが確認できる。

三 「編纂序」について

『出雲國風土記』の副本は正本の転写でなく、国府行政上の控えとしての性格を持つものであることを確認したが、それだけに留まらないことを確認したい。当風土記の冒頭部に次の一文がある。

老、細認枝葉、裁定詞源。亦、山野濱浦之處、鳥獸之棲、魚貝海菜之類、良繁多悉不陳。然不獲止、粗舉梗概、以成記趣。

(老) 枝葉を細しく認め、詞源を裁り定めむとす。亦、

右は、「国之大体」として、
國之大體、首震尾坤。東南山、西北屬海。東一百卅七里一十九步、南北一百八十二里一百九十三步。と出雲国の位置把握が示された後に続く文である。厳密には、「国之大体」と「老…」の間に、衍入と見られる次の文字列三行が存在する(改行箇所を/で示した)。

一百歩/七十三里卅二歩/得而難可誤

国府において意味を有するメモ書きでないことは、「得而難可誤」が明らかにする。衍入そのものである。

この「老…」の文に続いて、

所引号出雲者、八東水臣津野命詔、「八雲立」詔之。故、云「八雲立出雲」。

という短い「国号由来」がある。言わば、「国之大体」と「国号由来」の間に挿入する形で、序に近い編纂主旨が展開し、一書を「記」と位置付ける。この「老…」の文を「編纂序」と仮称する。序は、通常は本文の前に位置するものであるが、ここは序として本文から切り離すのではなく、本文中に組み込んでいる。この「編纂序」は都の太政官へ上申する「解」に合致しない文である。

「編纂序」は次の三要素から成る。

I 老、

II 枝葉を細しく認め、詞源を裁り定めむとす。亦、山野・浜浦の処、鳥獸の棲、魚貝・海菜の類、良に繁多く悉くは陳べず。然れども止むこと獲ずあれば、粗梗概を挙げて、

III 以ちて記の趣を成さむとす。

I の「老」は編者のことを言い「編纂序」の主語としてある。その編者「老」とは、一般には神宅臣金太理（読み私案「あきたり」と見る。神宅臣金太理（全太理とも）が当風土記の草稿再編と意宇郡の前に位置する前文及び巻末記を草し、それに出雲臣廣嶋が裁可を下したものが当風土記であるとされる。よつて「老」は神宅臣金太理になり、諸注の内、執筆者に言及する発言はそのように認定する。平田篤胤や伴信友以来の通説である。しかし、出雲臣廣嶋が全く手を入れず、署名のみして裁可したかというところ、単純ではないと私は考える。この出雲臣廣嶋は国造（新国造）であり、意宇郡の大領であった。意宇郡は国府が所在する郡である。植垣節也氏による「風土記勸造のころ、出雲では出雲の国の守は欠けていて出雲の国造が最高権力者であったとされている」という言及がある。門脇禎二氏は新国造下においても以前の実権をなお掌握していた様

を指摘する。

「老」を自称するのは七十歳以上になる。『禮記』の「曲禮上第一」には次のように記されている。

六十曰^レ耆指使。七十曰^レ老而傳。…中略…大夫七十而致事、若不^レ得謝、則必賜^レ之几杖、行役以^レ婦人、適^二四方^一乘^二安車^一、自稱曰^レ老夫^一。

（『十三經注疏』本による。二六六二―三頁）

「老」と断るのは、「老」の語義からして、出雲臣廣嶋自身の手であることを吐露した言辭と見てよい。水野祐氏は当風土記を廣嶋の私撰の書としての立場からであるが、「老」を廣嶋とする（七五―六頁）。

II の「細認枝葉、裁定詞源」は、植垣節也氏に『日本書紀』垂仁天皇二十五年三月条の割注（一云）の一句と深い関係にあるという指摘がある。

この箇所は当風土記の編纂方針の披瀝であり、『日本書紀』の記述に対するアンチテーゼ（反措定）としてある。風土記においては、「枝葉を細しく認め、詞源を裁り定めむとす。」（言の葉・事物の細部まで深く考え訊ね、伝えられている詞章の深奥を判断して記定しようと考えた）という主張としてある。しかし細々とした産品色目データは煩雑なので梗概に留めるともいう。この編纂上の大方針を書き得るのは統轄者の出雲臣廣嶋を措いて他にいない。裏返せば、

各郡から言上して来た古老相伝旧聞異事等についても、出雲臣廣嶋の加筆の手が若干は入っていると見るのが良い。

四 「記」といふことについて

次にⅢ「以ちて記の趣を成さむとす」の「記」について考える。梁代（五〇二―五五七）に成った劉勰編『文心雕龍』（巻五「書記第二十五」）に「記は「志」を言ふ。進れば已に「志」なり。」（記之言志。進已志也。）とあり、この「志」は記録の意味としてある。文体としての「記」の定位は、後の明代のものになるが、徐師曾編の『文體明辯』（一五七〇年成）に、次のようにある。

金石例を案ふるに云はく、「記は事を紀す文ぞ」といふ。「禹貢」と「顧命」とは、乃ち記の祖なり。而して記の名は、則ち「戴記」「學記」の諸篇に於れり。厥の後に揚雄は「蜀記」を作るに、文選は其の類を列べず、劉勰は其の説に著さず。則ち漢魏以前の作者は尚少くして、其の盛りなるは唐より始れるを知る。其の文は事を叙ぶるを以ちて主となす。後の人は其の体を知らず、顧れば議論を以ちて雜へたり。…中略…故に今諸記を採録し、三品を以ちて別ちたり。

（按「金石例」云、「記者紀事之文也」。禹貢顧命、乃記之祖。而記之名、則昉於戴記學記諸篇。厥後揚雄作「蜀

記」、而文選不列其類、劉勰不著其說。則知漢魏以前作者尚少、其盛自唐始也。其文以叙事爲主。後人不_レ知其體、顧以_レ議論雜之。…中略…故今采_レ諸記、而以_レ三品別之。）

（『文體明辯』和刻本、卷四十九、四十四才）
右の「禹貢」「顧命」は共に『尚書』（書経）の篇名である。特に「禹貢」は中国最古の地誌で、「禹貢」の中で土地を上から下下の九等に分かつのは『播磨國風土記』を想起させる記述である。「戴記」は「禮記」の別称、「學記」は「樂記」「雜記」と共に「禮記」中の篇名である。

『文選』三十九類の中に「記」が無く、劉勰『文心雕龍』に言及が無いとするが、それに近い扱いではある。「三品」に言及が無いとするが、それに近い扱いではある。「三品」（正體・變體・別體）は『文體明辯』での分類名である。

「編纂序」で「記」とするのは『文選』が挙げる三十九類の中に該当せず、消去法で「記」としたものであるが、後に名付けられる「風土記」の「記」に相当する。大曾根章介氏は文体としての「記」を確認した後に「柔軟な散文精神の産物」とし、兼岡理恵氏は「平明な文で事実・景物を叙述する「記」のスタイル」と定位し、後藤昭雄氏は、紀長谷雄の「亭子院賜飲記」（『本朝文粹』卷十二、記・373）条で「記」という文体について、

漢字「記」の第一義は（記す）、すなわち記録すること

とで、この記にいう「具つぐ」に行事を見て、筆を走はせて之れを記す」が文体としての記の本質を言い当てている。記には固有の様式（書式）はなく、文章は平明な散文体である。

とし、関連付けて「和製の漢語」の存在に言及する。

既に『古事記』の書名があり、「記」としての把握は全体を作品と把握した言辭であり、巻末の「天平五年二月卅日勘造」の「勘造」と照応する。「記」も「勘造」も本来の上申文書「解」に存在した語とは考えられない。⁽³⁰⁾ 出雲国に控え置いた「副本」においてのみ可能な言辭である。

「編纂序」を「老」が書いた時点で、大尾に「勘造」の語が添えられたに違いない。「勘造」の語の上にある「天平五年二月卅日」の日付も疑わしくなるが、出雲国で太政官へ上申した「解」の日付を控え置くことは各郡の「郡末記」以上に重要であり、日付自体に修訂の手は入れられていないと見る。

この解文を「記」と見る見識には、単調な文字の羅列に近い他の行政文書とは異なる文筆作品としての自負意識が存在したことを意味する。当風土記の文飾について小島憲之氏(31)は「風土記の述作」の「出雲國風土記」条で縷述する。その綾なす美文の箇所は単なる行政文書にとどまらない「作品」としてあり、編者の自負するところであつたに違

いなく、「記」と呼称する根源であるに違いない。

なお、植垣節也氏の「出雲國風土記の勘造」の論では、全篇の統一という意味での文体・語句の整齐作業について追及する。

五 「名号由来」条について

「記」としての側面を見たが、解文としての側面を見ておく。太政官からの官命と言つても太政官符そのものは現存せず、『続日本紀』に記載された形でのものであり、官符の全文を掲載していないと考えられるが、官命の中に「山川原野名號所由」と「古老相傳舊聞異事」がある。中央が各地にどういふ経緯でこの事項を要求したかは推測する以外に無い。秋本吉郎氏(32)は次のように指摘する。

それぞれの地名の所由に、その土地の歴史が籠められ、
證せられるとしたのが、地名に對する古代の思考であつたといつてよい。
(八二六頁)

地名の所由には直接關聯しないまでも、地名説明の傳承と同様に、それぞれの土地に即した傳承—古老相傳舊聞異事の筆録をも併せて要求した、これが、和銅の官命第五項の官命發令者の主意とする意向であつたかと考へる。
(八二七頁)

当風土記にこの条項に忠実な側面があることは次のデー

タが明らかにする。各郡の地名起源・由来に関わる字数を挙げると次のようになる（巻頭総記と巻末記も併せて示す）。

各項目の総字数	地名由来字数	各条内比率
総記	三一六字	一六字……………8.2%
意宇郡	三〇三〇字	一〇九六字……………36.2%
嶋根郡	三一〇八字	三八二字……………12.3%
秋鹿郡	一四〇二字	二五二字……………18.0%
楯縫郡	一一一三字	二四五字……………22.0%
出雲郡	二〇三八字	四二六字……………20.9%
神門郡	一五六七字	四〇六字……………25.9%
飯石郡	一〇九四字	二八八字……………26.3%
仁多郡	一一二六字	四〇四字……………35.9%
大原郡	一三〇一字	四二九字……………33.0%
巻末記	九一二字	〇字……………0%

下部に示した「各条内比率」は、頭書した各項目（郡内）での「地名起源・由来」に関わる字数の比率である。大原郡は、意宇郡の郡名由来譚（「国引説話」、四五五字）や仁多郡「三澤郷」の「三澤」地名起源説話（「出雲國造神賀詞」水沼のみそぎ由来譚、一一七字）などの突出した事項が無くて、項目数が多いことを指摘出来、名号由来に大きな力点を置いている郡であると見ることが出来る。各郡の項目数とその比率を挙げると次のようになる。

	A	B	C	D
意宇郡	19.2%	20.9	一九	1.39%
嶋根郡	19.7%	21.5	一三	0.61%
秋鹿郡	8.9%	9.7	五	0.52%
楯縫郡	7.1%	7.7	七	0.91%
出雲郡	12.9%	14.1	一一	0.85%
神門郡	9.9%	10.8	一一	1.11%
飯石郡	6.9%	7.5	九	1.20%
仁多郡	7.1%	7.7	九	1.17%
大原郡	8.3%	9.1	一三	1.43%

「A」は各郡における文字数の比率である。各郡の文字数合計は一五七七九文字で、意宇郡の例で言うと三〇三〇字なので「19.2%」になる。そういう各郡間の文字比率を示したものである。「C」を先に説明すると、各郡の地名由来の項目数で、全郡の総計は一〇九になる。「B」は一〇九という数値に「A」の文字比率を掛けた数値で、文字数に応じた期待項目数になる。意宇郡の場合、文字数値(A)からすれば20.9(B)即ち約二一の地名由来項目数が期待されるが、現実には二九(C)の地名由来項目数があり、期待される項目数の一・三九倍(D)が存在し、地名由来項目数が多い郡になる。即ち「D」は「B」の期待値に対する存在数(C)の割合を示している⁽³⁸⁾。

この数値から見ると、大原郡は郡の文字数に比して地名由来項目数が一番多い郡になる。地名由来項目の出現率が多い順に郡を示すと、大原郡、意宇郡、飯石郡、仁多郡となり、秋鹿郡は少ない郡になる。

地名由来の内実を見る必要がある。多くの郡では郡名・郷名の由来説明に尽きているのが実態である。官命における「山川原野名號所由」という、その山・川・原・野に關する名号由来は無いのに近い有様である。その中で、山川原野の名号由来を挙げている郡は次の通りである。

項目数——一

出雲郡

「神名火山」(曾支能夜社坐、伎比佐加美高日子命社、即、

在此山嶺。故云神名火山。)

(二七字)

飯石郡

「琴引山」(古老傳云、「此山峯有窟。裏所造天下大神之

御琴。長七尺、廣三尺、厚一尺五寸。又在石神。高

二丈、周四尺。故云琴引山。)

(四五字)

項目数——二

嶋根郡

「蛭蛸嶋」(古老傳云、「出雲郡杵築御埼在蛭蛸、天羽合

鷲掠持、飛燕來、止于此嶋。故云蛭蛸嶋。今人、猶

誤榜嶋号耳。)

(四〇字)

「蜈蚣嶋」(古老傳云、「有蜈蚣嶋蛭蛸、食來蜈蚣、止居此嶋、故云蜈蚣嶋。)

(二三字)

項目数——四

仁多郡

「御坂山」(即、此山有神御門。故云御坂。)

(一一字)

「玉峯山」(古老傳云、「山嶺在玉上神。故云玉峯。)

(一四字)

「戀山」(古老傳云、「和余、戀阿伊村坐神玉日女命而上

到。余時、玉日女命、以石塞川、不得會所戀。故云

戀山。)

(二八字)

「通道、通飯石郡堺築仁川邊」(即、川邊有藥湯。々浴則

身體穆平、再濯則万病消除。…中略…駱驛往來、无

不得驗。故、俗人号云藥湯也。)

(四四字)

大原郡

「城名樋山」(所造天下大神大穴持命、為伐八十神、造城。)

故云城名樋也。)

(二三字)

「高麻山」(古老傳云、「神湏佐能衰命御子青幡佐草日古

命、是山上、麻蒔植。故云高麻山。即此山峯坐、其

御魂也。)

(二九字)

「船岡山」(阿波根閉委奈佐比古命、曳來居船、則此山是

矣。故云船岡也。)

(二四字)

「御室山」(神湏佐乃乎命、御室令造給、所宿。故云御

室山。)

(二四字)

室)

(一七字)

川や原・野は無く、山が中心である。嶋根郡には島名が二件あり、仁多郡には「薬湯」が挙げられている。

仁多郡・大原郡には山名由来譚が三〜四件あり、官命の「山川原野名號所由」が念頭に置かれ、郡郷名由来で済ませるのではない積極的な執筆報告姿勢を見ることが出来る。

右の事例中に、「古老傳云」の句が見られる。この句は、当風土記の中に全一六例が見られ、その事例数(括弧内表示)を郡別に挙げると次のようになる。

秋鹿郡(1)、楯縫郡(1)、嶋根郡(2)、飯石郡(2)、仁多郡(4)、大原郡(6)。

「古老傳云」の句が出現する郡名と数値は、山川原野名号由来の数値に直接的に対応するものではないが、関連を有している。「古老傳云」は官命中の「古老相傳舊聞異事」に対応する事項であり、官命に忠実に現地調査と聞取作業を行った結果が右の次第として出現していると見てよい。

当項は官命に対応する「解」として上申する内容に焦点を絞ったものであるが、しかし「舊聞異事」を記録する「記」の側面も認められる。

六 おわりに

『出雲國風土記』の副本としての側面について考察した。

各郡の末尾に「郡末記」が存在する現状は、国府から太政官へ上申する「解」に整合せず、国府に留めた副本は「解」の臨模本ではない「草稿資料」控えとしての史料本に他ならないことがまずこの一事から明らかになる。

冒頭部の「編纂序」も史料本としての副本への書き込みとして存在することが明らかである。冒頭には「出雲國造解申古老相傳舊聞事」などの言辞が存在したはずであり、「解」の上申書を削った筆で「編纂序」を書き加えたと思われる。中に「老」の語があり、「老」は通説の神宅臣金太理でなく出雲臣廣嶋の蓋然性があることを示した。

その「解」を「記」の文と把握し、全体を行政文書「解」ではなく、書物としての「記」と位置付けている。この「記」の語は卷末識語の「勘造」の語と照応する。かくして「解」から「記」への変貌が副本の大きな変化である。

内容自体が大きく変質しているとは考えられないが、その枠組みが出雲国の現地において、大きく変えられたのが当風土記である。

『常陸國風土記』が「申古老相傳舊聞事」としていたように、風土記撰録の命における「古老相傳舊聞異事」が大きく存在し、また「名號所由」も大きく把握され、それらを柱としてまとめられている。これは「記」として位置付けられる副本においても大きな柱としてある。

「郡内所生、銀銅彩色、草木禽獸、魚虫等物」条は貢納と直結する重要な色目であり、道度關驛・軍團烽戍等は天平五年における緊要の兵要事項である。そうした行政上の記述は「解」に対応する事項としてのもと言えよう。

註

- (1) 『筑後國風土記』及び『肥後國風土記』の呼称に關して、延暦二十二年(八〇三)二月に成立の『官曹書類』(逸文)に「両國風土記」の形で確認できることから、書名としての『風土記』の呼称が少なくともその時点までは遡ることが指摘されている(西別府元日氏「豊後國風土記」の成立」小田富士雄氏編『風土記の考古学』4)同成社、一九九五年五月。及び荊木美行氏「『官曹書類』と風土記」皇學館大学『史料』一四五号、一九九六年一〇月、同氏「風土記逸文の文献学的研究」所収。両氏による相互無関係な指摘による)。
- (2) 『豊後國風土記』における冷泉家本や永青文庫本がこの古称である(内題)。冷泉家本においては、表紙も「豊後國」である。ただしこの指標は他国との区別の為の或る段階での古称と見られるが、解文の冒頭句である(3) 廣岡義隆「逸文について」(新編日本古典文学全集『風土記』解説五、小学館、一九九七年一〇月)。六一一頁。
- (4) 廣岡義隆「万葉の第二期から第三期へ」(『美夫君志』三六号、一九八八年三月)。その後の関連稿に「倭歌暗黒の時代」(『美夫君志会編』万葉史を問う)新典社、一九九九年二月。廣岡「行幸宴歌論」所収)がある。
- (5) 伊藤博氏「女帝と歌集」(『萬葉集の構造と成立』下、第九章。塙書房、一九七四年一月)。
- (6) 延長三年期の風土記撰進の命は、「太政官符」が残存する。『類聚符宣抄』第六(『體國史大系』二七卷、一四九頁)。「朝野群載」第廿一(『體國史大系』一九卷上、四七五頁)。両書に若干の文字の出入りがある。
- (7) 兼岡理恵氏「九世紀の「風土記」」(『風土記研究』三〇号、二〇〇六年三月。同氏「風土記受容史研究」所収(第一部第四章「良吏」と「風土記」、笠間書院)。
- (8) 日本思想大系『律令』の「公式令」11「解式」頭注(三七八頁)による。
- (9) 廣岡義隆「佐太大神条をめぐって」『出雲國風土記』の成書過程の一考察」(大阪大学『語文』一〇〇・一〇一合併号、二〇一三年一月)中の「郡提出草稿の分断」において、秋鹿郡惠曇郷を例に、郡から言上された草稿が分断され掲載されていることを示した。
- (10) 後藤藏四郎氏「出雲國風土記考證」(大岡山書店、一九二六年一月。同氏「補註」「註解」も)が後人の傍書混入と見る。何らかの計数上の注記等の衍入であろう。
- (11) 植垣節也氏は「出雲國風土記」の勘造者」の中で、「率直に言つて総記の他の部分がいかに風土記撰進の詔に應じた報告記事(解文)らしく書かれてゐるのに対

して、なにか個人的な感懐をもらしたやうに見え、そこに一種の違和感がある。読んだ感じでは、総記のなかでここだけ浮いてゐる文章である」(佛教学『京都語文』創刊号、一九九六年一〇月)と指摘する。

(12) 平田篤胤『古史徴』一(平田篤胤全集)内外書籍、第五卷、一三一―二頁。名著出版からの復刻本がある。

(13) 伴信友『比古婆衣』十三(現代思潮社)『古典文庫』、中二〇二頁)。

(14) 現在、「老」を神宅臣金太理と見るのが一般であり、例えば、日本古典全書本『風土記』下(朝日新聞社、一九六〇年一〇月)の頭注で、「老」に「勘造者自身、神宅臣金太理」とし、その「解説」(署名、久松潜一氏)においても「殊に金太理を國造の前においてゐるのは直接に編したものであるといへる」との言及がある。植垣節也氏「出雲國風土記の勘造」(神道學會『神道學』三五号、一九六二年一月)においても金太理で通して理解する。関和彦氏『出雲國風土記』註論(明石書店、二〇〇六年八月)においては、「編纂の中心を担った『秋鹿郡人』の「神宅臣金太理」自身のことである。自身で語るように風土記完成の天平五(七三三)年には「老」の域に入っていたことがわかる」と、積極的に「神宅臣金太理」であることを主張する。

(15) 植垣節也氏「出雲國風土記」卷末記頭注、二七七頁(新編日本古典文学全集『風土記』小学館、一九九七年一〇月)。

(16) 門脇禎二氏『出雲の古代史』(NHKブックス、日本放送出版協会、一九七六年二月)。

(17) 『禮記』は『十三經注疏』本に拠る。漢代、班固『白虎通』(白虎通義)の「致仕」条も参考になる(『白虎通徳論』卷二、「致仕」条、和刻本漢籍隨筆集第一〇集)。廣岡義隆『懸車寸考』(『佛足石記佛足跡歌碑歌研究』和泉書院、二〇一五年一月)、参照。六四四頁。

(18) 水野祐氏『出雲國風土記論攷』七五―六頁(圖録共二冊、早稲田大学古代史研究会、一九六五年一月)。松前健氏は「出雲國造らが自家の色彩を強く打ち出して編集したもの」(講談社現代新書『出雲神話』、一九七六年七月、三六頁)とし、小村宏史氏も「出雲臣の手によるこの書は、自家の權威・神聖性を主張するための神話テキストとして編まれている」(『古代神話の研究』新典社、二〇一一年九月、二八五頁)と位置付ける。小村宏史氏の引用は第Ⅲ部第三章で、同氏第Ⅲ部はこの立場で貰かれる。以上の三氏に、序や「老」等への言及は無い。

なお八木毅氏に、出雲臣廣嶋自身が編纂方針を示し、編纂に直接関わったとする考察があることに気付いた。ここに補っておく。「上代説話の成りたち」(『國語と國文学』五六卷一一号、一九七九年一月。同氏『古風土記・上代説話の研究』和泉書院、所収)。

(19) 植垣節也氏は、註15の本の冒頭にある「古典への招待」の中で、この八字(細認枝葉、裁定詞源)は『垂仁紀』二十五年三月、分注、一云の一句と深い関係にあ

るといふ指摘をする。それ以前に、植垣節也氏『出雲国風土記』の勘造者(註11)の論があり、この文章は金太理によるものとする。

- (20) 当条については、廣岡義隆「佐太大神条をめぐって」(註9)で記したことと一部重複する。

- (21) 杜天麿注『讀文心雕龍』(台南北一出版社、一九七五年三月)による。『春秋左氏傳』成公十四年九月条に、「志而晦」とあり、杜預注に「志、記也」とある(『十三經注疏』本、四一五一頁上)。

- (22) 『和刻本文體明辯』(中文出版社、一九八二年八月)。嘉永五年(一八五二)の和刻本による。全四冊。引用は第三冊の一四〇八頁(全冊通し頁)。その句読、返点、訓読は、和刻本を参照しつつも、廣岡による。

- (23) 小島憲之氏が「風土記の述作」の中で、『尚書』の「禹貢」について言及(『上代日本文學と中國文學・上』、五九三頁。塙書房、一九六二年九月)。

- (24) 註1の荊美行氏論文において、風土記の呼称は「奈良時代にまで遡ると考えてよい」と指摘する。

- (25) 関和彦氏がこの「記」は「風土記」の「記」に相当することを指摘(『出雲国風土記の魅力』『古代出雲ゼミナル』ハーベスト出版、二〇一四年八月)。「古事記」の書名については、本居宣長が「古事記と號けられたる所以は、古の事をしるの記といふことなり」とする(『古事記傳』一之卷「記題號の事」)。「日本書紀」には「録天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部并公民等本記」

(卷二十一、推古天皇二十八年是歲条)等の例がある。

- (26) 大曾根章介氏「記」の文學の系譜一「解釈と鑑賞」五五卷一〇号、一九九〇年一〇月。『大曾根章介日本漢文學論集』第一卷、汲古書院、所収)。

- (27) 兼岡理恵氏「九世紀の「風土記」」(註7)と同じ。

- (28) 後藤昭雄氏『本朝文粹抄四』(勉誠出版、二〇一五年一〇月)。該当原文は「具見行事、走筆記之」(二二五頁)。

- (29) 松本直樹氏に副本としての指摘はないが、同氏は卷末の「勘造」の語について、

…上略…卷頭の「老細思枝葉、裁定詞源…以成記趣」に対応する。当風土記が特定の編纂責任者のもとで首尾一貫した文書として作成されたことを示している。公式令に規定された解の体裁にはなっていない。

- (30) 植垣節也氏は副本の性質を云々するわけではなく、また正本・副本ということに関する発言も廣岡は知らないが、「勘造」の語にはこだわっていた。註14中に記した同氏論「出雲国風土記の勘造」(一九六二年一月)の論題中で使用し、註11に記した同氏論「出雲国風土記」の勘造者(一九九六年一〇月)では直接に「勘造」の語について考究がある。新編全集本(註15)の頭注では、「勘造」の語について詳しく、

この熟語は『海部氏勘注系図』の補注を信ずれば

「勘造風土記并氏之本記」とあるのが唯一例。「勘」は、『唐律』名例律の「勘読」（文書の訛誤を校閲して誦読する）、『唐書』徐堅伝の「勘当」（罪を考へて法に当てる）、『唐律』擅興律の「勘合」（調べ合わせる）などの例から、考える、調べる意とわかる。と記す。「編纂序」（廣岡仮称語）について同氏は註11の論で、「亦」の箇所二分する（）は廣岡の加筆。

老、おきな 枝葉を細しく思ひ、このすゝも 詞源を裁ち定む。わた 亦、山野浜浦の処、よみの 鳥獸の棲、おま 魚貝海菜の類、たま 良に繁多くして、ほと 悉には陳べず。然はあれど、止むこと獲はざるは、はら 粗梗概を挙げて、しる 記す趣を成す。

その文章理解は廣岡と異なるが、この全体を「序文」とする点は同じである（読み、読点は同氏論による）。

- (31) 註23で記した小島憲之氏『上代日本文學と中國文學・上』の「出雲國風土記」一条（六三四〜六五一頁）。なお、小島憲之氏は「出雲國風土記の文章」（平泉澄監修『出雲國風土記の研究』出雲大社、一九五三年七月）の中で、現存本以前の稿を「前出雲風土記」と命名し、國廳でしばしば文章の潤色および體裁の整備などを行ったものが現存本であるとし、私がいいう「編纂序」は成書の際の述作であるとする（五二九頁）。ただし、この指摘は同氏『上代日本文學と中國文學・上』には無い（関連頁、五八三〜五八六、六三六、六五〇頁）。

- (32) 植垣節也氏「出雲國風土記の勘造」（註14）に同じ。
(33) 廣岡義隆「漢文脈と和文脈—風土記の訓読から—」

（『美夫君志』五六号、一九九八年三月）の注（3）、及び「風土記の原形態について」（『国語と国文学』八一卷一一号、二〇〇四年十一月）の冒頭部。

- (34) 秋本吉郎氏『風土記の研究』（ミネルヴァ書房、一九六三年一〇月）。

(35) 講演後、村田右富実氏より、文字数と項目数という性質の異なる要素を対比するのは数値として意味をなさないという指摘を頂戴した。その指摘はもつともだと思ふ私がいることは確かであるが、全体傾向を示す意味は有しており、今は講演時のままに提示しておく。

- (36) 萩原千鶴氏「出雲國風土記」（『風土記を学ぶ人のために』世界思想社、二〇〇一年八月）に類似の指摘がある。内田律雄氏にも同様の指摘があるが、同氏は、それは「各郡—郷—村にそれぞれ固有の神話伝承が重層的に存在」していた故でもあるとして、その実態を一覽表にする（同氏「出雲國風土記」の郷について）『出雲古代史研究会』『出雲古代史研究』第九号、一九九九年七月）。

- (37) 廣岡義隆「『出雲國風土記』の会話文体—双括式・頭括式・尾括式から—」（『三重大学日本語学文学』第二七号、二〇一六年六月）。

- (38) 村尾次郎氏は兵要上の性格を指摘する。同氏「出雲國風土記の勘造と節度使」（平泉澄監修『出雲國風土記の研究』出雲大社、一九五三年七月。同氏「律令財政史の研究」所収）。